

山口県報

平成31年
2月8日
(金曜日)

目 次

○選管告示

政治団体の収支に関する報告書の要旨に関する告示の一部訂正(四件)……………



山口県選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により政治団体から提出された収支に関する報告書について、村岡つぐまさ後援会から訂正の報告があったので、政治団体の収支に関する報告書の要旨に関する告示(平成二十七年山口県選挙管理委員会告示第八十五号)の一部を別冊のとおり訂正する。

平成三十一年二月八日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

山口県選挙管理委員会告示第七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により政治団体から提出された収支に関する報告書について、村岡つぐまさ後援会から訂正の報告があったので、政治団体の収支に関する報告書の要旨に関する告示(平成二十八年山口県選挙管理委員会告示第八八号)の一部を別冊のとおり訂正する。

平成三十一年二月八日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

山口県選挙管理委員会告示第八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により政治団体から提出された収支に関する報告書について、村岡つぐまさ後援会から訂正の報告があったので、政治団体の収支に関する報告書の要旨に関する告示(平成二十九年山口県選挙管理委員会告示第六十九号)の一部を別冊のとおり訂正する。

平成三十一年二月八日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

山口県選挙管理委員会告示第九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により政治団体から提出された収支に関する報告書について、村岡つぐまさ後援会から訂正の報告があったので、政治団体の収支に関する報告書の要旨に関する告示(平成三十年山口県選挙管理委員会告示第九十四号)の一部を別冊のとおり訂正する。

平成三十一年二月八日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

平成三十一年二月八日印刷

発行人所

山口県知事